

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2020年10月27日

通巻1281号

この号の内容

- 学長との懇談の報告

学長に新執行部の挨拶をしてきました



報告 森祥寛 書記長)

10月12日に、今年度の組合役員を代表して、学長を表敬訪問し、併せて懇談を行ってきました。今回、私たちは、表敬訪問するに当たって、事前に学長に対して訪ねるべき事項を4点ほどにまとめました。それぞれの点について、話をし、回答をもらいましたので、まとめて報告させていただきます。

まず **1** 点目は、皆さんが最も心配されている事項の1つであろう、**SARTRAS (授業目的公衆送信補償金等管理協会) への登録**をしなかったことについてです。

市原委員長より、何故登録しなかったのか、これによって教員全体に不安が広がっていると訪ねると、学長は、SARTRASに対して、特に設定されている著作権使用料の設定に関する不満があるとのことで、そこに対して、そもそも文化庁がSARTASに任せたのがおかしい、一人当たり800円という金額設定について国大協に提案があったのが、3年前程で、根拠のない金額で納得できない。何故800円なのかについて、パブリックコメントなども出したが、まともな回答がかえってこず、(今年度10月1日にSARTRASが行った授業目的公衆送信補償金の額を文化庁への認可申請で) 720円に引き下げただけと、強い口調で話されました。

SARTRASは、その前段の著作物の教育利用に関する関係者フォーラムから、国大協などの著作物の利用者側の団体と交渉しており、学長もその話し合いの中で色々あったのかもしれない。

学長はさらに、多くの大学では、ありがたがって登録したようだが、今年は、例外的措置で無償なので、(登録しなくても) 実害はないと思っていると話され、届け出をしていない状況では、法律上は、遠隔授業で対面授業と同様の方法を取れないことは事実(実際にはそのようなことはないのですが…)、訴えられるようなことがあれば、学長として責任を取る、個々の教員の責任にはしないとまで話されました。

また、著作権者に対して、著作権使用料を支払うこと自体は、その必要性を正しく認識しているようで、次年度以降、実際に支払いが発生することになれば、金額設定やきちんと著作権者に補償金が支払われるのかどうかは不明であっても、手続きはするそうです。

2 点目は、最近話題になっている、**日本学術会議会員への推薦**に関して、朝日新聞で報道された「政府がやっていることが変だとは直接思わない。最後は法解釈になる」と書かれたことについて、その真意

について尋ねました。それに対して学長は、その様なフレーズは使ったが、特定の部分を切り取られていて、びっくりした、発言の真意ではない、とのことでした。政府は任命を拒否した理由を説明すべきであり、学術会議の独立性は保障されるべきと、多くの学術関係者と意見の相違のない形で話されました。加えて、学術会議も活動の中身を改めるべきで、学術会議自体が、いろいろな提言をしているが、それが社会の問題解決に繋がっているのか、そのような提言ができていくのかについては、疑問を呈していました。ここについては、意見の分かれるところかもしれません。

3 点目は、今年4月から**在宅勤務となり、授業が全て遠隔配信授業となったことに対して、それを実施する教員への手当やサポート**などについてです。

学長からは、研究者であれば、自宅でもネットワーク環境を整えておくことが常識、一般人としても、とのことでした。

しかし、どのように自宅で過ごすかは自由であり、「常識」という曖昧なものを前提に自宅のネットワーク環境整備をさせられるのは、おかしい話です。組合としては、既にネットワーク環境を整備していた方とそうでない方に対応に不公平感がでないようにすることも含めて、必要な手当などを出すように働きかけていかななくてはならないでしょう。

なお、職員の在宅勤務については、パソコンを大学から貸すような方法などで、今後は配慮していくとのことでした。併せて、仕事の評価について、これまでは時間だったが、これからの時代は変わると思うなどと少し踏み込んだ話もされましたが、これについては、何ら形になっているものでもなく、現時点では、そういう考え方もあるというくらいなのでしょう。

4 点目に、**富山大学との共同教育課程の設置**について尋ねました。

学長からは、設置形態によらず、教員が行う準備作業は同じで、ただし両方の大学で取れる単位が20単位なのか30単位なのかによっては、担当しなければならない教員の数は違ってくるとは思うとの回答でした。基本的には、何が問題か分からないというスタンスの回答でした。

加えて、各大学の負担については、当面は、富山大学に担当できる教員がいない場合は金沢大学が多く負担し、教員を補完しながら全ての教科の免許を出すのが、将来的に、50-50にする予定とのことでした。

学長の考えとしては、富山大学との共同教育課程の設置については、これから子どもの数が減少していくなかで、学校教員も多くの人数は必要なくなるという前提のもとで話をしており、福井大学の例などをあげつつ必要性の強調をしていました。コロナ対応の中で、同じキャンパス（大学）でなくとも授業はできることがわかったが、教員の移動を伴うのであるから近い方が良いということのようです。

他にも金沢大学生協の状況や新学域の話も聞きましたが、紙面の都合で今回の報告では割愛します。

今回の表敬訪問では、昨年度と同一メンバーによる2度目の訪問ではありましたが、自己紹介もなく、サクッと本題にはいったのが面白い部分で、今回の懇談は30分という短い時間ではありましたが、時間を有効に使って話し合いができたように思います。特にSARTRASについては、学長の不満はともかく、来年度以降、補償金が実際に発生することになれば、きちんと手続きをするという意味、そして何かあれば大学が責任を持つという意味を確認できたのは、大変有意義であったと考えます。

令和2年度は、コロナ禍によって社会が大きく変革した年です。その中で、組合としては、今回の報告のように、学長や大学とも話し合いを行いながら、教職員が働きやすく、不利益を被らないように活動を続けていきます。